

横浜市

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの基盤づくり

横浜市では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、令和元年度からモデル実施区の設置、取組を行っていきます。

また、横浜市自立支援協議会地域移行・地域定着部会を設置し、モデル区で実施する取組を題材に、市の課題、共通ルールを協議し、令和2年度に協議の場を設置するための枠組みを検討していきます。

1 県又は政令市の基礎情報

横浜市



取組内容

- ・今後検討します。

基本情報

障害保健福祉圏域数 (H31年4月時点)	1	か所	
市町村数 (H31年4月時点)	1	市町村	
人口 (H31年4月時点)	3,741,317	人	
精神科病院の数 (H31年4月時点)	29	病院	
精神科病床数 (H31年4月時点)	5,157	床	
入院精神障害者数 (H30年6月時点)	合計	2,930 人	
	3か月未満 (%:構成割合)	1,278 人 436 %	
	3か月以上1年未満 (%:構成割合)	902 人 308 %	
	1年以上 (%:構成割合)	750 人	
		256 %	
	うち65歳未満	2,353 人	
うち65歳以上	2,977 人		
退院率 (H29年6月時点)	入院後3か月時点	69.0 %	
	入院後6か月時点	84.0 %	
	入院後1年時点	92.0 %	
相談支援事業所数 (H31年4月時点)	基幹相談支援センター数	18 か所	
	一般相談支援事業所数	45 か所	
	特定相談支援事業所数	252 か所	
保健所数 (H31年4月時点)	1	か所	
(自立支援) 協議会の開催頻度 (H30年度)	(自立支援) 協議会の開催頻度	3 回/年	
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有 (無)	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 (H31年4月時点)	都道府県	無	か所
	障害保健福祉圏域	設置予定	/ か所/障害圏域数
	市町村	設置予定	/ か所/市町村数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

＜横浜市精神障害者生活支援センター＞

地域で生活する精神障害者の日常生活の支援・相談、地域における交流活動の促進等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るための地域の拠点。

平成11年度より事業を開始し、各区に1館設置。（平成25年3月に全18区整備完了）

＜横浜市精神障害者退院サポート事業＞

平成19年度より、上記生活支援センターにて実施開始。精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携のもと、医療・福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症をはじめとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域定着に向けた支援を行います。主な事業内容は下記のとおりです。

（平成31年4月現在、全18区の生活支援センターで実施。）

①入院中の精神障害者に対する退院支援

障害者総合支援法の「地域移行支援」の対象とならない入院患者（生活訓練施設等への退院を目指す者や退院への動機づけを長期間にわたり行う必要がある者等）について、個別支援計画の策定や見直し、院外活動への同行・支援、本人や家族に対する相談・助言、退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整など、退院（地域移行）に向けた柔軟かつきめ細やかな支援を行います。

②精神科病院との協働活動を通じた連携体制の構築

精神科病院との連携体制の構築を図ることを目的に、精神科病院の職員や入院中の患者に向けて、地域の紹介や病棟内OTへの参加等を通じた普及啓発活動を行います。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

<基幹相談支援センター>

・平成28年度に、行政区に1か所ずつ設置し、3障害一体の総合相談窓口として運営。その業務の一つとして、「地域移行・地域定着の促進の取組」を位置付けており、精神障害者の地域生活の土壌づくりに取り組んでいます。また、精神障害者の個別の相談支援については、基幹相談支援センターとともに、区役所と精神障害者生活支援センターが「両輪の関係」により、各機関の強みを生かしながら取り組みを進めています。

<区福祉保健センター 高齢・障害支援課>

・医療ソーシャルワーカーが区内の精神障害者やその家族の相談に応じています。また、当事者対象の集団プログラムや家族教室、区民向けの普及啓発講演会も実施しています。

<令和元年度の取組（予定）>

・横浜市の独自事業である横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業（退院サポート事業）を実施している精神障害者生活支援センターを3区増やし、全18区とし、地域移行支援を強化します。

・地域生活支援拠点の令和2年度全区展開に向け、9区でモデル事業を実施します。既存の社会資源のネットワーク化を図るとともに基幹相談支援センターの増員及び精神障害者生活支援センターの体制整備を行い、既存の社会資源にない役割を果たしていきます。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

① 障害福祉課

平成19年度から社会福祉法人型障害者地域活動ホームによる委託相談で3障害一体の相談窓口として整備していましたが、指定特定相談支援事業所をはじめとした支援機関が多様化していく中で、支援ネットワークの強化が求められるようになりました。そこで、平成28年度に基幹相談支援センターを設置し、区役所、精神障害者生活支援センターの3機関が中心となって、障害児者相談支援体制をけん引していく体制を整備し、障害児者相談支援体制の充実を目指しています。

② 障害企画課

平成8年度に横浜市精神保健福祉審議会を設置。精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く課題を協議しています。また精神科病院への実地指導の機会を利用して、医療機関における地域移行や退院支援の状況ならびに、医療機関が抱える地域および資源等の課題についてヒアリングを行ってきました。

③ 障害支援課

横浜市独自事業である「横浜市精神障害者退院サポート事業」は、平成18年度に神奈川区生活支援センターが市内4病院を対象にモデル事業を実施し、翌19年度から4か所の生活支援センターで全市域を対象とした「横浜市退院促進支援事業」として開始しました。23年度以降は「横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業」へ名称変更し、9か所の生活支援センターで実施、25年度には大幅な要綱改正を実施しました。順次実施か所を拡大し、令和元年度から名称を「横浜市精神障害者退院サポート事業」に変更し、全18か所の生活支援センターにおいて本事業を実施しています。

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

＜平成30年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (H30年度当初)	実績値 (H30年度末)	具体的な成果・効果
①密着アドバイザーによる先行取組	5件	1件	地域移行支援を基に、把握された課題や強みを抽出。区の課題解決に向けた協議の場の在り方を検討した。 次年度のモデル区設置に向けた調整を実施した。
②市自立支援協議会に地域移行・地域定着部会を設置	設置	設置	区域の協議の場の枠組みを検討する場として、市自立支援協議会部会において地域移行・地域定着部会の設置承認を得た。
③モデル区設定	設定	設定	密着アドバイザーによる先行取組を基本とし、区協議の場での取組手法を共有、展開するためにモデル区を設定。 (現在3区決定)

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

区福祉保健センター、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センターが行政区に1か所ずつ設置されている

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する視点別の認識(取組)	
		行政側	医療側
社会資源はあるものの、有機的な連携ができていない	有機的な連携構築のため特定の区をモデルとして、実際に協議の場を設定していく(3~4区)	行政側	連携がうまくできていない
		医療側	どこに相談したらよいのか分からない
		事業者側	精神保健分野の苦手意識
		関係機関・住民等	退院の相談がなく、医療機関に入りにくい
		行政側	
		医療側	
		事業者側	
		関係機関・住民等	

課題解決の達成度を測る指標	指標の設定理由	現状値	目標値(R01)
①協議の場のモデル実施を行う	モデル区の取組を基本に18区に展開するための展開方法を検討していく	0件	3~4区展開
②			
③			

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

1. 市自立支援協議会において協議の場を設け、全体的なルールづくりなどを行う
2. 令和元年度にモデル実施区の選定、取組を進めていく

時期 (月)	実施する項目	実施する内容	該当する 目標番号
令和元 年5月	モデル区説明会	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向け、推進体としての協議の場のロールモデルを設定し、その役割について共有化する。	1
6・11・ 2月	市自立支援協議会 部会開催	<u>モデル区で課題解決に向けた取組を広げていくための枠組みや共通ルールの検討等を行う</u>	2
10月・1 月	モデル区報告会の 実施	<u>モデル区の実施状況について報告会を行い、課題や強みを共有し、他区の実施状況を知ることで自区の実施に反映させていく</u>	2